

一般社団法人長野県農業会議 第14回常設審議委員会の概要

平成29年5月15日（月）に長野市「JA長野県ビル」において、第14回常設審議委員会を開催しました。
概要等は次のとおりです。

記

1 農地法に基づく審議（資料①、②）

- （1）農地法第4条の規定に基づく意見聴取について審議した結果、すべて「許可相当」として意見回答することを決定しました。
- （2）農地法第5条の規定に基づく意見聴取について審議した結果、すべての案件について、「許可相当」として意見回答することを決定しました。

2 協議事項

- （1）一般社団法人長野県農業会議第2回通常総会の開催計画（案）について
- （2）平成29年度全国農業委員会会長大会並びに長野県選出国會議員への要請懇談会の開催について

※協議事項は原案どおり決定しました。

3 報告事項

- （1）平成29年度県農地流動化施策推進について
- （2）農地中間管理事業の推進について
- （3）農業委員会と農地中間管理機構等との連携した現場活動の推進について

4 出席者及び配布資料（別紙のとおり）

（一社）長野県農業会議 総務・情報部
（部長）中島健貴 （次長）土屋剛志
電 話：026（234）6871
FAX：026（235）2454
Eメール： 24nakaji@nca.or.jp

第14回常設審議委員会 出席者名簿

日時:平成 29年5月15日(月)

午後1時30分から

場所:長野市・JA長野県ビル12A会議室

会議員在籍者 29名、出席 28名

○印は出席者

氏名			
役員	(会 長) 23 望月 雄内 ○	(副会長) 9 板花 守夫 ○	(副会長) 1 市川 覚 ○
常任会議員	2 荻原 勝巳 ○	3 柴崎 義和 ○	4 濱 紀一 ○
	5 堺澤 豊 ○	6 本田 武司 ○	7 長瀬 充章 ○
	8 小林 弘也 ○	10 太田 芳寛 ○	11 荒井 忠男 ○
	12 神林 利彦 ○	13 小島 誠 ○	14 中村 秀人 ○
	15 松永 晋一 ○	16 雨宮 勇 ○	17 井上 弘之 ○
	18 豊田 実	19 神農 佳人 ○	20 中村 倫一 ○
	21 赤羽 昭彦 ○	22 春日 十三男 ○	24 小林 哲男 ○
	25 平林 明人 ○	26 古沢 明子 ○	27 藤木 た世子 ○
	28 宮島 明博 ○	29 小林 文彦 ○	
県等	長野県農政部農村振興課 小林課長、岩倉担当係長 " 農業政策課 吉池課長補佐兼農地調整係長 (公財)長野県農業開発公社 堀中間管理部長		
事務局	小林専務兼事務局長、鮎沢参事兼担い手経営年金部長、川井参事、堀内部長、佐藤部長、中島部長、森住部長代理、神林部長代理、山際次長、土屋次長、松田主事、深瀬主事、北澤農地相談員		

一般社団法人長野県農業会議 第14回常設審議委員会 次第

日時 平成29年5月15日(月) 13:30～
場所 長野市・JA長野県ビル12A会議室

1 開 会

2 挨拶

3 会務報告

4 議長就任

5 議事録署名人指名

6 審 議

第1号議案 農地法第4条の規定による意見回答について

第2号議案 農地法第5条の規定による意見回答について

7 協議事項

(1) 一般社団法人長野県農業会議第2回通常総会の開催計画(案)について

(2) 平成29年度全国農業委員会会長大会並びに長野県選出国會議員への要請懇談会の開催について

8 報告事項

(1) 平成29年度県農地流動化推進施策について

(2) 農地中間管理事業の推進について

(3) 農業委員会と農地中間管理機構等との連携した現場活動の推進について

9 その他

10 議長退任

11 閉 会

主 要 会 務 報 告

(平成29年4月14日開催の常設審議委員会以降)

1 主催会議

(1) 総務・情報部関係

4月14日	第9回臨時理事会	(長野市)
4月14日	第13回常設審議委員会	(長野市)

(2) 農政・農地部関係

4月18日	県農地情報管理センター平成28年度決算監査	(長野市)
4月19日	農業委員会事務局新任職員研修会	(松本市)
4月24日	県農業団体災害対策協議会幹事会	(長野市)
4月27日	県養鶏協会監査会・役員会	(長野市)
5月10日	地区常設審議委員会	(上田市、伊那市、松本市、中野市)

(3) 担い手・経営・年金部関係

4月17～25日	農の雇用現地確認	(21経営体)
4月26日	県国際農友会監査会・理事会・総会	(長野市)
4月26日	アジア農業研修生受入配属式	(長野市)
4月26日	県農業再生協議会担い手・農地部会事務局員会議	(長野市)
4月28日	農業者年金対策県中央会・県農業会議担当者会議	(長野市)
5月12日	県農業再生協議会担い手・農地部会	(長野市)

2 組織関連の会議

4月17日	朝日村農業委員会研修
4月19日	都道府県農業会議担い手対策主任者会議
4月20日	松塩筑安曇農業委員会協議会定期総会
4月20日	新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会
4月20日	都道府県農業会議農政対策主任者会議
4月24日	長野農業委員会協議会通常総会
4月25日	都道府県農業会議農地・組織対策主任者会議
4月26～27日	都道府県農業会議新規就農・人材対策主任者会議
4月28日	塩尻市農業者年金研修会
5月8～9日	都道府県農業会議事務局長会議
5月12日	都道府県農業会議会長会議

3 その他の会議

4月17日	農業者年金基金主催担当者・総合員会議
4月21日	農業振興地域制度事務研修会
4月25日	日本養鶏協会関東甲信越地域協議会役員会
4月26日	公社公団等連絡会議
4月26日	特定家畜伝染病防疫体制連絡会議
4月27日	県農業法人協会総会
5月3～5日	善光寺花回廊
5月10日	公社公団等連絡会議新規採用職員研修
5月10～11日	農業者年金基金主催新任者業務研修会
5月11日	第13回人・農地プラン連絡推進会議
5月12日	全国農業者年金連絡協議会監事会・通常総会

農地法第4条第4項及び5項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(平成29年5月)

地区名	市町村数	件数	面積 (㎡)			備考
			田	畑	計	
東 信	2	3	544.00	1,299.00	1,843.00	
佐 久	1	2	544.00	272.00	816.00	
上 小	1	1		1,027.00	1,027.00	
南 信	2	2	0.00	294.00	294.00	
諏 訪	2	2		294.00	294.00	
上伊那					0.00	
飯 伊					0.00	
中 信	2	3	206.00	166.09	372.09	
木 曾					0.00	
松塩筑 安 曇	2	3	206.00	166.09	372.09	
北安曇					0.00	
北 信	2	3	0.00	227.79	227.79	
長 野 須 高	2	3		227.79	227.79	
北信州					0.00	
合 計	8	11	750.00	1,986.88	2,736.88	

注) 権限市町村農業委員会分は、各地区に含める。

農地法第5条第3項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(平成29年5月)

地区名	市町村数	件数	面積 (㎡)			備考
			田	畑	計	
東 信	7	29	19,625.77	48,344.11	67,969.88	
佐 久	5	24	19,625.77	43,063.11	62,688.88	
上 小	2	5		5,281.00	5,281.00	
南 信	11	22	20,988.00	14,106.00	35,094.00	
諏 訪	1	2	883.00		883.00	
上伊那	7	16	19,348.00	9,541.00	28,889.00	
飯 伊	3	4	757.00	4,565.00	5,322.00	
中 信	7	16	5,189.00	10,669.43	15,858.43	
木 曾					0.00	
松塩筑 安 曇	5	13	4,299.00	6,759.43	11,058.43	
北安曇	2	3	890.00	3,910.00	4,800.00	
北 信	5	8	1,632.00	2,994.04	4,626.04	
長 野 須 高	5	8	1,632.00	2,994.04	4,626.04	
北信州					0.00	
合 計	30	75	47,434.77	76,113.58	123,548.35	

注) 権限市町村農業委員会分は、各地区に含める。

平成29年度 全国農業委員会会長大会並びに
長野県選出国會議員への要請懇談会の開催について

④

平成29年5月15日 (一社) 長野県農業会議

1 全国農業委員会会長大会

日時：5月29日(月) 12時30分～15時

場所：「文京シビックホール」東京都文京区春日1-16-21

2 長野県選出国會議員への要請懇談会

日時：5月29日(月) 16時～17時

場所：「参議院議員会館 地下1階 B107会議室」東京都千代田区永田町2-1-1

3 長野県の出席者

農業会議正副会長・農業委員会会長等 75人(全国 約1,800人)

4 日 程

時 間	内 容	備 考
11:00 }	開場 受付 「文京シビックホール」	事務局案内
12:30		
12:30 }	全国農業委員会会長大会	長野県指定席
15:00		
15:00 }	会場移動(貸切バス等)	事務局案内
15:50		
16:00 }	長野県選出国會議員への要請懇談会 (次第：別紙)	
17:00		

平成29年度全国農業委員会会長大会 次第

=「農地利用の最適化業務」の強化に向けて=

日時：平成29年5月29日（月）

12時30分～15時

場所：東京都文京区「文京シビックホール」

1 第9回 耕作放棄地発生防止・解消活動表彰式

(1) 農林水産大臣賞（長野県上田市「有限会社 信州うえだファーム」）

- (2) 農村振興局長賞
- (3) 全国農業会議所会長特別賞
- (4) 全国農業会議所会長賞
- (5) 全国農業新聞賞

2 全国農業委員会会長大会

- (1) 開 会
- (2) 主催者挨拶
- (3) 運営委員長報告
- (4) 来賓挨拶
- (5) 議長選出
- (6) 経過並びに情勢報告
- (7) 議 事【議長：望月雄内理事ほか】

① 政策提案・要請決議

- i) 農業・農村の持続的発展と競争力強化に向けた政策提案（案）

② 申し合わせ決議

- i) 「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」のさらなる推進に関する申し合わせ決議（案）
- ii) 「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議（案）

③ 平成29年度 全国農業委員会会長大会実行運動計画（案）

- (8) 農業委員会活動の実践を踏まえた決意表明
- (9) ガンバロー三唱
- (10) 閉 会

「長野県選出国會議員への要請懇談会」次第・役割分担（案）

日時：平成29年5月29日(月) 16:00～17:00

場所：東京都「参議院議員会館 地下1階 B107 会議室」

(進行：農業会議 小林専務理事)

	時間割
1 開 会 (農業会議 板花副会長)	16:00
2 主催者挨拶・要請 (農業会議 望月会長)	5 分
3 懇 談	16:05
(1) 農地の利用集積施策の改善について ・人・農地プランを活用した農地のマッチングの推進 ・相続未登記農地等の対応策の検討 ほか (口火発言者：中村 県協議会長・中野市会長)	
(2) 担い手・経営対策について ・経営所得安定対策の充実 ・農業次世代人材投資事業、農の雇用事業の充実・強化 ほか (口火発言者：柴崎 県協議会副会長・上田市会長)	
(3) 中山間地域対策について ・法人経営等が中山間地域に新たな拠点を置くことに対する助成 ・日本型直接支払いなどの地域を支え守る施策の拡充 ・鳥獣被害対策の強化 ほか (口火発言者：堺澤 県協議会副会長・駒ヶ根市会長)	
(4) 新たな農業委員会制度の定着支援とネットワーク機能の強化について ・機構集積支援事業の必要な予算確保 ・農地利用最適化交付金の現場でより活動がし易い運用改善 ほか (口火発言者：太田 県協議会副会長・池田町会長)	
4 長野県選出国會議員挨拶 (到着順に本人から挨拶、秘書は紹介のみ)	16:25
5 閉 会 (農業会議 市川副会長)	17:00

【1号議案】

農業・農村の持続的発展と競争力強化に向けた政策提案(案)

1. 担い手への農地利用集積施策の改善方策

(1) 農地の利用集積を加速するための環境整備

1) 農業委員会と農地中間管理機構との連携を深める環境整備

2) 農地の面的集積促進活動の強化

①「機構集積支援事業」の拡充強化

②「広域農用地利用調整会議（仮称）」の設置

3) 農地中間管理機構の機能を最大限発揮するための支援

①農地転貸事務の効率化・簡素化のための制度改善

②農地中間管事業推進のための条件整備

4) 「人・農地プラン」を活用した農地のマッチングの推進

(2) 相続未登記農地等の対応策の検討

1) 「農地相続適正化推進事業（仮称）」の創設等

① 「農地相続適正化推進事業（仮称）」を創設し予算措置を講じること。

② 農地の相続等の届出制度について、一層の周知徹底を図るとともに、相続開始後速やかな届出がなされるよう制度運用の改善を図ること。

③ 相続未登記農地の権利者を把握するためには、戸籍情報、税務課の課税台帳、住民基本台帳等関係する情報が多岐にわたる可能性があるため、行政内部の連携協力体制の構築に向けて先進事例の横展開を図ること。

④ また、相続未登記農地の権利者の確知のための情報探索は専門性と熟練が必要であり労力も要するため、これらに対する助成措置を検討すること。

2) 相続未登記農地の第三者による利用を容易にする方策の検討

3) 共有農地及び所有者が確知できない農地の利用権存続期間の延長

(3) 「活かすべき農地」を早急に明らかにする取り組みの推進

1) 食料自給力の維持・確保に向けた国の関与による農地の確保

①農地転用制度、農業振興地域制度への国の関与の継続

②「食料自給力」の維持・確保に向けた支援対策の充実

③「予備的農地（仮称）」「保全農地（仮称）」制度の検討

2) 農地の国土調査（地籍調査）の早期完了

3) 原野化した非農地の管理・保全措置と政策的支援

(4) 農地所有適格法人の議決権要件の堅持

(5) 「地域未来投資促進法」の運用と優良農地の確保

(6) 農地の違反転用の防止対策と推進体制の整備

(7) 農地の基盤整備促進

2. 担い手・経営対策

(1) 農業経営の体質強化と競争力強化

1) 経営所得安定対策の充実等

2) 米の業務用需要への対応

3) 野菜・果樹の業務用需要への対応

4) 水田における畜産的土地利用の拡大

①多収品種の開発や多収技術の研究・普及

②水田における飼料生産の競争力強化

5) 麦・大豆の用途別品種によるシェア回復

(2) 「農業経営サポートセンター」（仮称）の設置

- (3) 認定農業者制度の拡充
- (4) 「営農人材バンク」(仮称)の設置
- (5) 新規就農の定着に向けた人材育成の強化
 - 1) 青年農業者の人材力強化対策
 - 2) 新規就農者の定着のための地域支援体制の整備
 - 3) 農業次世代人材投資事業、農の雇用事業の充実・強化
- (6) 円滑な農業経営の継承推進
 - 1) 「農業経営継承支援センター」(仮称)の設置
 - 2) 継承用法人の設立支援と税制上の特例措置
- (7) 収入保険制度の普及・推進等
- (8) 農業者年金制度・運用の改善
- (9) 女性農業経営者への支援
- (10) 外国人技能実習制度の改善

3. 中山間地域対策

- (1) 中山間地域における多様な農地利用の促進
 - 1) 法人経営・集落営農等の規模拡大に対する助成
 - 2) 農林地における放牧利用拡大
 - 3) 果樹産地の活性化
 - 4) 農村集落・社会の維持管理対策
- (2) 集落営農の機能強化
 - 1) 機能分担に着目した法人組織体制(2階建て方式)の整備
 - 2) リーダーの育成・確保
- (3) 中山間地域の暮らしと経営を守る対策の強化
 - 1) 「日本型直接支払い」などの地域を支え守る施策の拡充
 - 2) 空き家対策の強化と第三者経営継承を推進する支援体制の構築
- (4) 鳥獣被害対策の強化

4. 都市農業の振興

5. 食育の充実と安全・安心対策の推進、国産農産物の輸出促進

- (1) 地産地消・食育・機能性食品のさらなる推進
- (2) 食の安全対策と輸入農産物等の検疫・表示の強化
- (3) 国産農産物の輸出促進と知的財産権の保護

6. 「多様な農業の共存」を基本とする国際農業交渉

7. 消費税率引き上げ・軽減税率の導入に伴う納税環境の整備

8. 東日本大震災・原発事故への対応と自然災害への備え

9. 新たな農業委員会制度の定着支援とネットワーク機能の強化

- (1) 農地利用の最適化に向けた取り組み支援の強化
- (2) 農地情報公開システムの円滑な運用のための改修
- (3) 厳正な農地制度の執行を確保する体制整備

【1号議案】

農業・農村の持続的発展と競争力強化に向けた政策提案(案)

政府は、「総合的なTPP関連政策大綱」(平成27年12月)を踏まえて昨年11月、「農業競争力強化プログラム」を取りまとめ、一層の農業の成長産業化、競争力強化に向けた改革を実行しようとしている。

こうした情勢の下で、農業の担い手の所得を確保し、農業・農村に元氣を取り戻すためには、経営者マインドを持った農業者、すなわち“農業経営者”としての人材力の確保を基本に国内農業の競争力強化を図る必要がある。また、高齢化の進行と人口減少が本格化し、国内の農畜産物市場が縮小するなかで、いかに国内外の需要を拡大するかが重要な課題になっている。併せて、農地の確保・有効利用についても中山間等の条件不利地域を中心に放牧利用など多様な利活用の推進が求められる。

このためには、農業経営者としての自覚と能力を有する大小の家族経営とその延長線にある法人経営を主体に、新規就農者や参入企業等の多様な担い手が共存する形で、地域の貴重な資源である農地を守り育みながら持続的に発展することを農業・農村のあるべき姿として目指す必要がある。

われわれ農業委員会組織は、昨年の秋以降、農業委員会段階における農業者から農業・農村現場のニーズを積み上げるとともに、都道府県・全国段階における認定農業者や農業経営者組織、農業団体等との意見交換を通じて、「農地等の利用の最適化の推進」方策を中心に「農業・農村の持続的発展と競争力強化に向けた政策提案」を取りまとめた。

農業委員会組織は、地域農業の牽引役としての自覚を持ち、意欲ある担い手を確保し、農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農を促進する取り組みを通じて、農業者・国民の期待に添えていくものであるが、その後押しとなる、下記の提案事項の実現に向け、政府・国会の対応を強く望むものである。

1. 担い手への農地利用集積施策の改善方策

(1) 農地の利用集積を加速するための環境整備

1) 農業委員会と農地中間管理機構との連携を深める環境整備

農業委員会が行う農地利用状況調査における農地の特定等、業務の効率化・負担軽減を図るため、関係者へタブレット通信端末を配付し、現場で「全国農地ナビ」の情報との突き合わせや農地中間管理機構へ提出する写真の撮影等を行うことができるよう支援措置を講じること。

都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）と都道府県農地中間管理機構が共に、農業委員・農地利用最適化推進委員の参集を得て対策会議を開催する等、両者が連携協力して事業推進が図られるよう両者の予算の柔軟な運用を図ること。

2) 農地の面的集積促進活動の強化

①「機構集積支援事業」の拡充強化

農業委員会が行う農地利用の最適化に関する業務を一層推進するため、農業委員、農地利用最適化推進委員及び職員に対する研修等の支援を行う都道府県農業委員会ネットワーク機構に対する「機構集積支援事業」を拡充強化すること。

②「広域農用地利用調整会議（仮称）」の設置

農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）が担う広域的利用調整機能（農業経営基盤強化促進法第22条）をよりよく果たすため、農地情報等を基に農地中間管理機構と関係農業委員会及び広域に活動する認定農業者等担い手を構成員とする「広域農用地利用調整会議」（仮称）を設置して市町村間の出入り作の調整や分散錯圃の解消等の現地指導を行う事業を措置すること。

3) 農地中間管理機構の機能を最大限発揮するための支援

①農地転貸事務の効率化・簡素化ための制度改善

農地中間管理機構による農地転貸の迅速化に向けて、「農用地利用集積計画と農用地利用配分計画案の認定の同時化の推進」による処理期間の短縮措置の推進を図るとともに、「農用地利用配分計画の作成の市町村等への業務委託」、「都道府県知事の農用地利用配分計画の認可についての市町村への権限移譲」、「事務処理関係書類の簡略化」についての制度改善の措置を講じること。

②農地中間管理事業推進のための条件整備

土地改良法の改正による農地中間管理機構の借入農地について、農業者の費用負担や同意を不要とする圃場整備事業の推進のための予算を確保すること。

また、農地中間管理機構による農地の管理・保全のための予算措置の拡充強化により、管理コストの増大懸念から簡単に借り受けられない状態にある中山間地域等条件不利地域における農地中間管理事業の推進を図ること。

4)「人・農地プラン」を活用した農地のマッチングの推進

農地中間管理機構への農地の貸し付けを加速化するため、地域における「人・農地プラン」の話し合いを通じたマッチングの推進と、活動に必要な予算の確保を図ること。

特に、小規模分散型の農地利用の改善のため、地区単位で認定農業者等の担い手の農地利用のニーズを把握し、農地中間管理機構を介した面的集積に反映させるとともに、農業者間での利用権の交換による農地利用の団地化を推進する支援対策を措置すること。

(2) 相続未登記農地等の対応策の検討

1)「農地相続適正化推進事業（仮称）」の創設等

① 農地の円滑な相続に向けた運動的取り組み（農地の相続登記の重要性についての農業委員会による啓発活動、農地の相続等の届出の推進、専門家による相談体制の構築等）を全国的に展開するための「農地相続適正化推進事業（仮称）」を創設し予算措置を講じること。

② 農地の相続等の届出制度について、一層の周知徹底を図るとともに、相続開始後速やかな届出がなされるよう制度運用の改善を図ること。

【農地法第3条の3第1項の規定による届出書】同届出書の「権利を取得した者の氏名等」欄に関連して「届出者本人」に加えて相続人等が複数の場合は全員連名で届出を促すような様式並びに記載要領とすること。

③ 相続未登記農地の権利者を把握するためには、戸籍情報、税務課の課税台帳、住民基本台帳等関係する情報が多岐にわたる可能性があるため、行政内部の連携協力体制の構築に向けて先進事例の横展開を図ること。

【京都府精華町の取組】役場に死亡届の提出があった場合、「総合窓口課」で受付を行い、農業委員会も含む関係課と連携し、送付する書類を取りまとめ、死亡届に伴う諸手続の案内資料として相続人等に送付する体制を整備した。これにより農地法に基づく届出件数が平成22年まで年間2～3件程度であったものが、平成23年度以降、年間20件程度となった。

- ④ また、相続未登記農地の権利者の確知のための情報探索は専門性と熟練が必要であり労力も要するため、これらに対する助成措置を検討すること。

【鹿児島県阿久根市の取組】市部局と農業委員会が連携し、相続未登記農地の有効利用を推進するため、農業専門指導員を中心に専門家の協力も得て、農地に係る権利者（相続人）の情報把握に際して、所有者毎に農地情報（地番・面積・貸借希望等）をとりまとめ、一覧化した所有者基本台帳を作成し、関係権利者に対する同意取得の活動を実施している。

2) 相続未登記農地の第三者による利用を容易にする方策の検討

相続未登記で共有者の全部又は一部が確知できない農地は、現在権利者の一人が耕作していても、その者が耕作を断念した際には、第三者による耕作のための貸付が困難になる。共有者の過半の同意がなければ貸付ができないことを原則とする現行の制度・運用の緩和により、例えば、事実上の管理者（相続人の1人）の判断による貸借を可能とするなど、第三者による利用を容易にする方策を検討すること。

農林水産省が平成28年度に農業委員会を通じて行った「相続未登記農地等の実態調査」によれば、相続未登記農地は476,529ha、相続未登記のおそれのある農地は457,819ha、合計934,348haにのぼる（全農地の約2割）。

3) 共有農地及び所有者が確知できない農地の利用権存続期間の延長

基盤整備事業の実施を含めた安定的な農地利用の観点から、共有農地の持分過半の同意で設定される利用権の設定期間を5年から10年に延長すること。なお、所有者が確知できないため農業委員会の公示を経て都道府県知事の裁定により設定される利用権と都道府県知事の裁定により農地中間管理機構が利用権を取得する場合も、その存続期間を5年から10年に延長すること。

全国農業会議所は学識者による「遊休農地対策検討会」を設置し昨年10月より検討を重ね去る5月22日に別掲の「相続未登記農地の利用促進法策に関する中間報告」を取りまとめた。本提案は当該報告を踏まえている。

(3)「活かすべき農地」を早急に明らかにする取り組みの推進

1) 食料自給力の維持・確保に向けた国の関与による農地の確保

①農地転用制度、農業振興地域制度への国の関与の継続

農地の総量を確保するとともに、「食料・農業・農村基本計画」で示されている「食料自給力※1」の維持・確保や農地の有効利用を図るため、農地転用制度および農業振興地域制度について、引き続き国が責任を持って関与を継続すること。

※1 農林水産業が有する食料の潜在生産能力を表すもの。農産物においては、農地・農業用水等の農業資源、農業技術、農業就業者から構成される。

②「食料自給力」の維持・確保に向けた支援対策の充実

「食料自給力」を維持・確保するためにも、各地域ごとに将来にわたって「活かすべき農地（守るべき農地）」を明確にした上で、より高度な利用のための基盤整備や土づくり、末端の水路など既存ストックの維持管理を進めるとともに、これらの農地に対し条件不利に着目した支援対策を講じるなど「日本型直接支払」を拡充して、万全な支援対策を講じて維持・確保を図ること。

③「予備的農地（仮称）」「保全農地（仮称）」制度の検討

「食料自給力」を維持・確保していくためには、低利用農地や耕作放棄地等であっても将来的に農地として維持管理をしていく必要があることから、「予備的農地（仮称）」や「保全農地（仮称）」といった考え方を農地制度（農業振興地域の整備に関する法律等）上に位置づけ、土壌劣化の防止や耕作条件の維持のための計画的な管理を行う仕組みについて検討すること。

2) 農地の国土調査（地籍調査）の早期完了

平成26年の農地法改正により農地台帳が法定化され、平成27年4月1日から「全国農地ナビ」により農地台帳の一部情報とともに、農地地図情報のインターネット等による一般公開が始まったが、関係機関が有する地図なかでも法務局が備える地図の精度向上が課題となっている。

一般公開が開始された農地地図情報の整備・強化のためにも、農

地に関する計画的な国土調査〔地籍調査〕（平成27年度末で約73％）を早期に完了させること。また、その実現に向けた人員確保などの予算措置を図ること。

3) 原野化した非農地の管理・保全措置と政策的支援

復元することが困難な森林・原野化した荒廃農地については、農業委員会が非農地判定を行う取り組みを進めているところであるが、その後の環境保全のための措置が課題となっている。このため放牧などによる混牧林的な利用や地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収源として認められる森林、鳥獣被害防止対策の緩衝林等として位置づけるなど、里山等として適切に管理・保全できる制度や保安林指定して管理するなどの手法も含めた制度や政策的な支援措置を講じること。

(4) 農地所有適格法人の議決権要件の堅持

現行の農地所有適格法人の議決権要件等を堅持すること。一方で、一般の会社法人がさらに安心して経営展開できるよう、農地法第19条に定める民法の特例（賃貸借期間の上限を50年とすること）の活用状況等を含め、リース方式による問題点等がないか現状の点検を行うこと。

(5) 「地域未来投資促進法」の運用と優良農地の確保

現在国会で審議中の「地域未来投資促進法」の「土地利用調整計画区域」内での転用は「適切に配慮する」とされており、第一種農地での転用も可能となる懸念がある。よって同法による企業立地にあたっては、市町村、都道府県、国の各段階において市街化区域や空き工業団地等農地以外での立地を優先させ、優良農地の確保を図ること。

(6) 農地の違反転用の防止対策と推進体制の整備

農地の違反転用への指導をさらに徹底するため、違反転用農地の現状回復を確実に実施できるよう財政的な裏打ちについて十分措置するとともに、農業委員会、都道府県、市町村、警察、法務局、地域住民の自治会などで構成する「農地違反転用防止ネットワーク」（仮称）の設置を促進し、刑事告発等の思い切った措置を後押しするため、国や都道府県が参画したキャンペーンなどの推進体制を整備すること。

(7) 農地の基盤整備促進

農作業の効率化や生産コストの低減、遊休農地の発生防止を図るとともに、担い手への農地集積8割の目標を達成するため、改正土地改良法の趣旨を十分に活かし、新たな土地改良長期計画に基づく農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の促進と既存施設の更新整備、農家レベルによる畦畔除去などの簡易な圃場整備、農業農村整備事業や農地耕作条件改善事業などを着実に進めるため、農業農村整備対策等の予算を十分に確保すること。なお、中山間地域等の急傾斜地区のほ場整備にあたっては、整備コストの低減や、整備後の畦畔管理の効率化(安全性)の観点から等高線に沿った整備を推進すること。

2. 担い手・経営対策

(1) 農業経営の体質強化と競争力強化

1) 経営所得安定対策の充実等

平成30年産からの米の生産調整の見直しにあたっては、適地適作による水田をフル活用と需要に応じた生産が進むよう、「水田活用の直接支払交付金」について恒久的に十分な予算の確保を図ること。

また、現在の「米の直接支払交付金」の財源相当額は農業者の所得に直接つながる予算として措置することをはじめ、需要に応じた水田農業に取り組む農業者の経営の安定・継続が図られるよう十分配慮すること。

2) 米の業務用需要への対応

近年、業務用米のシェアが拡大しているが、農業者が収益を確保しつつ、業務用需要に対応できるよう、多収量食味品種や用途別品種の開発、栽培技術の開発・普及を行うとともに、実需者との連携体制を構築するための施策を講じること。

3) 野菜・果樹の業務用需要への対応

家計消費用野菜はほぼ国産で自給しているが、加工・業務用の国産シェアは7割、冷凍野菜のシェアはわずか1割にとどまっている。

このため、水田の活用も含めて、業務用の需要に対応した生産技術や品種の開発、貯蔵施設の整備、実需者との連携体制の構築を強力に後押しすることなどにより、農業の体質強化と競争力の強化を図り、流通分野の施策とあいまって、国産品の消費を拡大するため

の施策を強化すること。

その際、熱帯果樹など輸入品が開拓した市場を、同じ品種の国内産で取り込む措置を考慮すること。

業務需要に対応した省力的な野菜の生産・流通方式で収益を確保している事例も増えてきている。また、果実でもモモやリンゴ、ミカンなどで、規格外品の利用ではなく、加工専用園を整備し、加工原料用に特化した栽培をする動きが産地で出始めている。

4) 水田における畜産的土地利用の拡大

①多収品種の開発や多収技術の研究・普及

飼料米の生産拡大に向け、10アール当たり1トン程度の収量が平均的に確保できるよう、多収で作業効率の高い品種の開発と栽培技術の研究を強化するとともに、現場への普及を行うこと。

②水田における飼料生産の競争力強化

労働生産性が高く、一部地域の水田で生産が始まっている「子実トウモロコシ」は輸入濃厚飼料を代替する可能性があり、多収品種の開発や多収技術の研究と現場への普及など、飼料生産の競争力強化に取り組むとともに、効率的な経営の確立に向けた対策を講じること。また、「水田活用の直接支払い交付金」の飼料作物助成についても数量払いのインセンティブを導入すること。

5) 麦・大豆の用途別品種によるシェア回復

小麦では、パンやパスタへの適性が高い品種の開発が進められているが、麦や大豆の用途別品種の開発や栽培技術の確立・普及とともに、実需者等と連携して国産小麦・大豆などの利用を拡大する体制を整備するための施策を講じること。

また、北海道、山口県においては、学校給食用パンに地元産小麦を100%使用することとしており、こうした取り組みを強化・推進すること。

(2)「農業経営サポートセンター」(仮称)の設置

農業経営を改善し、さらに発展させていくため、認定農業者など担い手に対し、経営・技術・金融などに関する相談についてワンストップで総合的に対応することが求められている。簿記・青色申告や農業法人設立の指導など具体的な経営改善支援の取り組みも含めて、農業経営者を総合的に支援する「農業経営サポートセンター」(仮称)を地域・都道府県・全国段階に設置すること。

その際、関係機関・団体、各種専門家による連携体制を構築し、法人化の支援や農業経営の合理化、認定農業者など担い手の組織化とその組織の運営を支援している都道府県農業会議、全国農業会議所にその主体を担わせること。

(3) 認定農業者制度の拡充

都道府県が認定農業者の育成に積極的に関与するとともに、都道府県段階において基本構想の水準に到達した認定農業者等を登録し、経営の継続・発展を支援をする仕組みを検討すること。

(4) 「営農人材バンク」(仮称) の設置

生産現場の慢性的な労働力不足に対応するため、職業紹介、人材派遣、外国人技能実習生の研修など、人材供給を通じて営農を支援し、農業機械オペレーター育成など人材の育成機能を備えた「営農人材バンク」(仮称) を都道府県段階に設置すること。

(5) 新規就農の定着に向けた人材育成の強化

1) 青年農業者の人材力強化対策

次世代を担う人材を育成するため、教育現場と農業現場の連携を強化し、農業大学校等において経営感覚の醸成に着目したカリキュラムづくりを推進すること。

また、欧州諸国の農業人材育成システムを参考に、農業技術や経営ノウハウなど実際の農業経営の現場で活かせる実践的な職業資格と職業教育の仕組みについて検討すること。

2) 新規就農者の定着のための地域支援体制の整備

新規就農者が地域に溶け込み安定した農業経営を営めるようにするためには、地域における受入環境を含めた支援体制の整備が重要であり、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員による世役活動(後見人制度)、地域の営農組合や自治会、JAの生産部会による支援体制、新規就農者の組織化の支援、生産技術の向上に向けたトレーニング圃場の開設等を支援する事業を新たに措置すること。

3) 農業次世代人材投資事業、農の雇用事業の充実・強化

農業次世代人材投資交付金について、十分な財源を確保し、新規就農者が安心して交付金事業を活用できるよう法定化するとともに、交付対象者の経営体質強化や法人化を促進するため、交付金の

一部と売上の一定割合を準備金として積み立てた場合に経費算入できる制度を措置すること。さらに、「準備型」「経営開始型」とともに、研修の成果を見える化し、国民の理解を得るためにも、「日本農業技術検定」の受験を義務化すること。

また、農の雇用事業について、農業法人等への雇用就農の一層の推進を図るため、十分かつ継続的な予算を確保するとともに、安定継続のために法定化を図ること。

(6) 円滑な農業経営の継承推進

1) 「農業経営継承支援センター」(仮称) の設置

農業経営者の高齢化が著しく進む中、認定農業者等担い手の子弟(家族型継承)による円滑な農業経営の継承、後継者不在の農家における経営資源の家族以外の第三者への継承(第三者継承)を推進するため、①農業経営の継承に関する啓発及び相談活動、セミナー等の開催、②経営資源の保全による地域農業・農村の維持を図る観点からの経営移譲希望者と経営継承希望者の掘り起こし、③経営移譲希望者と経営継承希望者の情報を全国規模で集約した「農業経営継承マッチング支援データベース(仮称)」の構築、④マッチングコーディネーター(仲介者)の育成等に取り組む「農業経営継承支援センター(仮称)」を地域・都道府県・全国段階に設置すること。

○ 2015年農林業センサス結果では、販売農家の基幹的農業従事者の平均年齢は67.1歳、65歳以上が占める割合は64.7%となったほか、農業後継者(15歳以上の者で次の代でその家の農業経営を継承する者(予定者を含む))がいない販売農家の割合は、51.3%となっている。

○ 世代交代に伴う円滑な経営継承(特に第三者継承)の推進施策については、1990年代からのフランスにおける農業経営構造改善全国センター(CNSEA)及び農業経営構造改善県協会(ADASEA)を中心とする「青年の自立と地域的イニシアチブの発展のためのプログラム」による後継者のいない農業者と農業で自立しようとする青年との結び付けのスキームが参考となる。

2) 継承用法人の設立支援と税制上の特例措置

家族型継承及び第三者継承ともに、移譲者と継承者が共同で法人を設立し、その法人の代表者を交替する「継承法人設立による移譲方式」が、経営継承の有効な手法であることから、法人化の推進と法人化した場合における初期段階のコスト負担、農地等資産の法人への円滑な所有権移転等に対応した支援策を講じること。

また、農業経営の継続による地域経済の活力維持を図るため、農

業機械・施設、家畜等経営資産の継承にあたっての税制上の特例措置を講じること。

(7) 収入保険制度の普及・推進等

収入保険制度の導入に向けた青色申告制度の普及・推進活動を強化すること。

また、収入保険制度の導入で、支払われた保険金の課税上の扱い等について、農業者に著しい不利益を及ぼさないよう検討すること。

(8) 農業者年金制度・運用の改善

若い農業者の保険料限度額の引き下げ特例、政策支援対象者への後継者の配偶者の追加など、農業者年金へのさらなる加入推進を図るため、制度・運用の改善を図ること。

(9) 女性農業経営者への支援

農村の継続・発展のためには地域活動や農業経営への女性の参画が不可欠である。女性の能力が十分発揮され活躍できる環境づくりが重要であることから、生産・加工等のノウハウを持った女性農業者と意欲ある若手女性農業者を有機的に結び付け、地元の商工事業者等との連携を含めた起業化のための支援対策を実施すること。

(10) 外国人技能実習制度の改善

作目の異なる複数経営体での実習も対象とするなど、農業の特殊性を踏まえた外国人技能実習制度の運用改善を行うこと。

3. 中山間地域対策

(1) 中山間地域における多様な農地利用の促進

1) 法人経営・集落営農等の規模拡大に対する助成

一部の地域では、標高差等による気象条件の違いを巧みに利用して、一つの作物を平場地域と中山間地域の2カ所で生産し、夏と冬のリレー栽培・収穫をするなど、規模拡大、収益増加を実現している。こうした地域に根ざした集落営農や法人経営等が中山間地域での規模拡大・生産拠点を置くことに対する助成措置等を講じること。

2) 農林地における放牧利用拡大

中山間地域の耕作放棄地の発生防止・解消を図るうえで、人手に頼らない牛の放牧等の利用の推進が必要であり、農地の利用調整から放牧までの一元的な実施体制を構築する必要がある。

このため、集落営農組織を実施主体として、①素牛の導入費用の助成、②放牧用地の団地化の支援、③電気柵設置経費の助成、④放牧技術の習得のための放牧実践研修スクールの開設等を行う「集落型和牛放牧拡大促進事業（仮称）」を新たに措置すること。

3) 果樹産地の活性化

高齢化や担い手不足で悩む果樹産地の活性化に向けて、耕作放棄地を含む地域の農地を果樹栽培が可能となるよう農地中間管理事業を活用した研修農場として再整備するとともに、地域と新規就農希望者等とのマッチング、新規就農者に対する指導・研修と自立支援等を行う「果樹産地活性化サポート事業（仮称）」を新たに措置すること。

4) 農村集落・社会の維持管理対策

農村集落・社会を維持し、中山間地域の農地を荒廃させることなく生産活動につなげる観点から、農作業が持つ身体への「機能回復」や美しい景観を活用した園芸セラピー農園としての利用等を促進するため、医療・福祉的利用の環境を整備する対策を講じること。

その際、農地利用の意向について、都道府県農業会議を活用して都道府県単位で活用意向情報を収集し、マッチングさせる施策を講じること。

(2) 集落営農の機能強化

1) 機能分担に着目した法人組織体制（2階建て方式）の整備

都市地域に比べ高齢化と人口減少が進んでいる農村部においては、農村社会全体で農村資源（森林、農地、農道、水路等）を管理し多面的機能を維持しているが、中山間地域をはじめとして過疎化や高齢化が深刻化しており、こうした取り組みが困難な状況になってきていることから、地域住民による水管理や草刈り、用排水路の掃除等のインフラを支え、「日本型直接支払」の受け皿組織となる集落を超えた広域地域を範囲とした一般社団法人等（1階部分）と、担い手による農業の基幹作業を担う株式会社等（2階部分）の機能分担に着目した法人組織体制の整備に向けたコンサルタント等の支

援を含めたモデル事業を新たに措置すること。

2) リーダーの育成・確保

地域農業の再構築に欠かせないのは人材の育成・確保である。とりわけ、中山間地域等では集落営農組織の整備・強化が喫緊の課題となっている。このため、集落営農・法人の組織化と体質強化を図るため人材育成に向けた「集落営農組織リーダー養成講座（仮称）」の開催や集落法人組織の設立・運営支援、次世代を担う人材育成・確保のためのサポート体制の構築のための事業を新たに措置すること。

(3) 中山間地域の暮らしと経営を守る対策の強化

1) 「日本型直接支払い」などの地域を支え守る施策の拡充

「中山間地域等直接支払制度」の現場の負担の軽減をはじめとした運用を改善するなど「日本型直接支払」を拡充し、地域資源を共同で維持していく取り組みを積極的に推進することとあわせ、地方負担の軽減を図ること。

とりわけ中山間地域等直接支払については、傾斜地の区分だけではなく、法面面積や用水の確保など総合的な判断に基づき、掛かり増し経費を算定するなど、持続的な営農が可能となる支払単価を設定すること。また、知事の特認地域について柔軟な対応が図られるよう働きかけること。

2) 空き家対策の強化と第三者経営継承を推進する支援体制の構築

中山間地域における離農等により、空き家が大量に発生している。しかし、所有者は空き家を第三者に貸すことに抵抗があり、そのまま放置されているケースが多く、治安上からも問題になっている。

このため、公的な組織を介した空き家の斡旋システムの構築に向け支援すること。

また、家屋、農業機械・施設、家畜等経営資産の売却・継承にあたっての税制上の特例措置を講じること。

(4) 鳥獣被害対策の強化

有害鳥獣の増加による農村部での被害は深刻さを増し、農産物だけでなく人身にも危険が及んでいる。また、統計に表れない自給的な農産物への被害も甚大であり、農業者の精神的な痛手も大きい。

このため、地域が主体となった多様な取り組みを支援する施策を長

期的に講じるとともに、ジビエとしての活用を進めるための施設整備や、狩猟免許取得者の負担軽減ならびに拡大・若返りのための支援措置の一層の強化を図ること。

4. 都市農業の振興

(1) 「都市農業振興基本法」に基づく都市農地保全対策の確立

都市農業が継続的に発展できるよう都市農業振興基本法・都市農業振興基本計画に基づいて都市農業の振興施策・税制を拡充・整備するとともに、都市農地・農業の機能と役割を都市政策の中に明確に位置づけた都市農地保全のための仕組みを構築すること。その際、都市農地保全と農業経営継続に大きな役割を果たしている相続税納税猶予制度を堅持し、その改善を図ること。

また、農業経営に不可欠な農業用施設用地や、一体として管理している山林なども併せて保全できる仕組みを検討すること。

(2) 指定から30年を経過した生産緑地の固定資産税軽減

都市農地を継続的に保全する観点から、指定から30年を経過した生産緑地の固定資産税について、引き続き軽減措置を講じるとともに、固定資産税の軽減のための地方財政措置を継続すること。

(3) 都市農地の活用の推進と保全・継承に向けた相談窓口の設置

農業体験農園の一層の普及など、農業経営の維持・発展を基本とした都市農地の活用推進を支援し、都市農業の振興を図ること。また、都市及びその周辺の貴重な農地を守るため、農地に関する法律や税制に精通し、都市農業経営者の状況に詳しい都道府県農業会議に「相談窓口」を全国的に整備すること。

5. 食育の充実と安全・安心対策の推進、国産農産物の輸出促進

(1) 地産地消・食育・機能性食品のさらなる推進

農産物の地産地消を一層推進し、ユネスコの無形文化遺産に登録された「和食」の保護・継承を図るためにも、学校等が行う地域の農業

や農産物、伝統的な食文化についての学習など食育への支援を強化すること。

あわせて、和食材の消費拡大のためにも、ストレス緩和や認知・記憶の維持等に効果がある機能性食品について、年代・性別の個人に対応した商品開発に向けた支援を強化すること。

(2) 食の安全対策と輸入農産物等の検疫・表示の強化

農産物等の輸入にあたっては、残留農薬・動物用医薬品、遺伝子組換え食品、口蹄疫をはじめとする海外の家畜の伝染性疾病や植物の病害虫等についての検査・検疫体制を強化し、食の安全性の確保に万全を期すこと。

また、消費者が安心して国産農産物を選択できるよう、加工食品の原料原産地表示を早期に実施するとともに、監視体制を整備すること。

(3) 国産農産物の輸出促進と知的財産権の保護

国産農産物の輸出を拡大に向けた国産農産物の安全性の視覚化や、東京オリンピック・パラリンピックをはじめとしたインバウンド対応を進める観点からも、JAS（日本農林規格）やGAP（農業生産工程管理[Good Agricultural Practice]）などの食品安全規格・認証制度についての周知の強化するとともに、農業者の経営安定・所得増加に向けた経営戦略に応じた認証の選択や取得への支援措置を講じること。

また、科学的根拠なく日本の農産物の輸入禁止をしている国・地域に対して早期の禁止解除と信頼回復に全力を挙げて取り組むとともに、地理的表示保護制度を活用した知的財産保護の強化や育成者権を侵害した農産物の流入防止対策を強化すること。

6. 「多様な農業の共存」を基本とする国際農業交渉

TPP（環太平洋連携協定）は米国が離脱を表明し11カ国による発効を模索する動きがあり、また、欧州連合をはじめとした国や地域との経済連携協定交渉が進展している。農業は世界各地の多様な風土の下で営まれ、土地条件、気象条件、雇用条件等農業経営者の努力だけでは克服できない埋めがたい生産性の格差が存在することから、世界各国の「多様な農業の共存」が図られる貿易ルールづくりを基本に、毅然とした国際

農業交渉を進めること。

また、交渉の進捗状況等について広く国民に情報開示を徹底し、幅広い議論が行われるよう措置するとともに、批准にあたっては国内農業と国民生活に与える影響がないか国会において十分に審議し、国民の不安に対して説明責任を果たすこと。

7. 消費税率引き上げ・軽減税率の導入に伴う納税環境の整備

農業者は農産物価格の決定力が弱いことから、消費税の適正な価格転嫁対策について徹底した広報対策など総合的な取り組みを継続的かつ強力に推進すること。また、平成31年10月の消費税率10%への再引き上げに伴って実施される軽減税率の導入にあたってはその仕組み等について丁寧な広報対策を行うこと。

なお、軽減税率が導入された際、特定作業受託の場合、売り上げと販売手数料の税率が異なるため、委託者ごとに販売額を区分して会計する必要がでてくるなど事務が複雑化するだけでなく圃場ごとに販売額が区分できないと特定作業受託ができなくなることから、その対策を早急に検討すること。

8. 東日本大震災・原発事故への対応と自然災害への備え

(1) 農業再生に向けた事業展開の加速化

東日本大震災・原子力災害からの復旧・復興は一部で営農再開等に向けた動きがみられるものの、本格的な復興が進んでいない状況が続いていることから、政府・国が責任をもって、自治体と十分に連携して現場ニーズにあった農業再生のための事業を加速化させること。

(2) 風評被害の払拭に向けたさらなる支援

依然として風評による価格下落等の被害は根強いことから、引き続き安全確保・信頼回復への取り組み等の広報活動を広く行うとともに、販路開拓やブランド化等のための必要な予算について十分措置すること。あわせて、一部の国や地域における輸入規制について、早期解除を強く働きかけること。

(3) 突発的な自然災害等への万全な備え

昨年熊本地震や北海道・鹿児島県をはじめ各地域に甚大な被害をもたらした大型台風、異常気象による集中豪雨など、予期せぬ災害がいつどこで起きても不思議でない状況であることから、農地をはじめ、ため池などの農業関連施設の耐震照査ならびに強靱化対策を急ぐとともに、収入保険制度及び農業災害補償制度への加入、各種融資制度の活用など、発生後の復旧・復興に万全な対策を講じること。

9. 新たな農業委員会制度の定着支援とネットワーク機能の強化

(1) 農地利用の最適化に向けた取り組み支援の強化

農業委員会が行う農地法等に基づく許認可事務、是正指導等を厳正かつ適正に実施するための「農業委員会交付金」「都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金」、および農地利用状況調査や遊休農地所有者の利用意向調査、農地台帳の更新等を支援するとともに、農地中間管理機構の機能活用による農地集積を図るため、農業委員・農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を支援する「機構集積支援事業」について、必要な予算を確保すること。

また、平成28年度に措置された農地利用の最適化を進めるため農業委員・農地利用最適化推進委員の積極的な活動の推進のため農業委員会に対して交付される「農地利用最適化交付金」について、農地利用最適化の推進に必要な予算を十分に確保するとともに、現場でより活動がし易い運用改善を図ること。

(2) 農地情報公開システムの円滑な運用のための改修

農地情報公開システム（全国農地ナビ）の本格稼働を踏まえ、農業委員会の農地台帳の整備や関係機関、団体との農地情報の相互利用や農地情報のインターネット公表を円滑に実現していくための運用・保守経費を措置すること。

加えて、農地の有効利用を図るための利用者ニーズの把握とこれを実現するための改修経費についても確保すること。

(3) 厳正な農地制度の執行を確保する体制整備

厳正な農地制度の執行を確保するため、市町村の行政機関である農業委員会の事務局体制を整備・強化すること。そのためには、市町村等の積極的な対応による専任職員の十分な配置や資質向上等の対策を強化するとともに、そのための予算を確保すること。

また、農業委員会の活動を支援する都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）の体制整備と機能強化に必要な予算を十分に確保すること。

【2号議案】

「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」のさらなる推進に関する申し合わせ決議(案)

農業委員会組織は昨年4月1日に改正農業委員会法の施行に伴い本年7月(沖縄は9月)に1000を超える委員会が、本年度中には全農業委員会の7割を超える1198委員会が新体制へ移行する。

その中でわれわれ農業委員会は、新たに法律に位置づけられた「農地利用の最適化」に向けて、農業委員と農地利用最適化推進委員がしっかりと連携して「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」に取り組み、農業生産の基盤であり、かつ地域の貴重な資源である農地の有効利用を図り、将来に引き継いで行かなければならない。

よってわれわれはその実現を期すため、以下の事項について申し合わせ、決議する。

記

1. 「農地利用の最適化」の推進に全力で取り組もう

(1) 「農地の有効利用」の目標を明確にして取り組もう

○農業委員・農地利用最適化推進委員は「人・農地プラン」の作成・見直しなどの地域の農業者との話し合いに徹底的に参加して、委員ごとに積み上げた「農地集積」と「遊休農地解消」等の数値目標を設定しよう。農業委員会においてそれを積み上げ、農地利用最適化推進指針の策定、農業委員会の年度の活動計画等の目標を設定しその実現に全力を挙げて取り組もう。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の成果を着実にあげよう

○農地の確保のため、新体制下において確実に8月頃の農地利用状況調査を完遂するべく準備等を万全に今から取り組みを強化しよう。また農地利用意向調査に農業委員、農地利用最適化推進委員は戸別訪問等により回収並びに意向把握に取り組もう。

○利用状況調査の結果、再生利用が不可能と見込まれる農地については速やかに判断を行い、非農地通知を発出する等の取り組みを強化しよう。

(3)多様な担い手の育成・確保を図ろう

- 「人・農地プラン」等地域の話し合いを起点に、競争力のある経営体はもとより小規模な営農、高齢農家、新規就農者、一般企業等地域の農地を活かしたい、守りたい、残したいという意思を共有できる多様な人々と農地利用の最適化の実現を目指そう。
- 認定農業者の掘り起こしや再認定への働きかけを強化しよう。また担い手が不足している地域では、集落営農の組織化や法人化に向けた取り組みを強化しよう。
- 農業者年金については、農業者の老後生活の安定と円滑な経営継承のための重要施策と位置づけ、その普及・定着と加入推進に取り組もう。

(4)農業委員会と市町村行政部局及び関連機関・団体との連携体制を構築しよう

- 市町村と農業委員会が合同で連携協議する場を設け、市町村行政と共同で農地利用の最適化に取り組む体制を確立しよう。合わせて関係機関・団体の協力を得てその実現に取り組もう。

(5)農業委員会・農業会議・農地中間管理機構が連携強化して成果を挙げよう

- 都道府県農業会議と農地中間管理機構が共催で農業委員会の参集を得る会議を開催する等、現場における三者の連携協力体制を強化し、情報と取り組みの共有化を図ろう。
- 市町村農業委員会段階における農地の集積・集約化を実現するため、都道府県農業会議が支援している各種経営者組織の会員とのマッチングを農地中間管理事業を活用して取り組もう。

2. 地域の声を取りまとめた「意見の提出」に積極的に取り組もう

- すべての農業委員会において、毎年一定の時期に、認定農業者をはじめとする地域の農業者と農業委員会との意見交換会や集落座談会を実施し、その地域における農業・農村の課題の解決に向けた声を積み上げよう。
- 改正農業委員会法第38条を踏まえ、市町村等行政機関に対し、地域における農業・農村の問題を幅広く積み上げて「意見の提出」など政策提案活動に積極的に取り組もう。

3. 新体制への円滑な移行と農業委員会の体制強化に努めよう

(1) 先行事例の取り組みを共有化し、新体制移行を円滑に進めよう

- 新体制に移行した農業委員会の先行事例の取り組みを共有化し、今後新体制となる委員会の移行が円滑に進むよう情報の公表・提供や連携に努めよう。
- 農業委員及び農地利用最適化推進委員の十分な定数確保を図るとともに、両委員の適切な役割分担と連携による農地利用の最適化の推進に努めること。特に委員報酬の上乗せ措置である農地利用最適化交付金を活用するべく条例改正を市町村部局、市町村議会へ働きかけよう。

(2) 女性や若い農業者の登用を促進しよう

- 市町村内で頑張っている女性農業者（認定農業者等）の洗い出し、（候補者）名簿を作成し、その名簿を活用して該当者への働きかけを強化するとともに、女性農業者等のグループのリーダー等には自らの応募を働きかけよう。
- 農業委員の選任にあたって、市町村長及び市町村議会に対し、女性や若い農業者の登用の必要性・重要性の理解促進を図ろう。

4. 農業委員会活動の公表、情報提供について着実に実行しよう

- 農業委員会活動の公表義務を踏まえ、本年6月末に「目標及びその達成に向けた活動計画」、「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」を公表する取り組みを徹底しよう。
- 農業委員会による情報提供活動を通じて、地域農業者、住民を対象に農業委員会や農業者等の取り組みについて情報の共有化を図ろう。

【第3号議案】

「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議（案）

農業委員会の情報提供活動については、改正農業委員会法においても、第6条第3項第2号に「農業一般に関する調査及び情報の提供」が明記された。

改正の主眼である「農地利用の最適化」は各地の取り組みの横展開なしには成果を期しがたい。

このため、全国の農業委員・農地利用最適化推進委員が一丸となり「情報提供活動なくして農地利用の最適化なし」の気概をもって全国農業新聞、全国農業図書の普及・活用、農業委員会だより等の情報提供活動の一層の強化を図る必要がある。

よって、以下の3つの取り組みについてここに決議する。

1. 「全国農業新聞の農業委員・農地利用最適化推進委員1人・2部以上の新規申し込みの確保と農業委員数・農地利用最適化推進員数対比5倍以上の部数達成」に取り組もう

全国の農業委員と農地利用最適化推進委員は、「全国農業新聞」の普及・活用による農地利用最適化を実践するため、昨年よりスタートした上記具体的目標を掲げた3カ年運動に集中的に取り組むこととする。

そのためにも、改正法に基づく農業委員会の新体制では、新任農業委員と農地利用最適化推進委員の皆購読を確実に実施すること。

2. 農地利用の最適化のため「全国農業図書」を必読・常備すると共に研修会等資料への活用並びに農業者への啓発に取り組もう

全国の農業委員と農地利用最適化推進委員は、全国農業図書の必携図書並びに農業委員会事務局の常備図書を必読し農業委員会業務の知識習得に努めること。

農業委員会が主催する研修会等において全国農業図書のテキスト等を活用して農業委員会関係者のみならず地域農業者へ制度・施策の浸透を図る

こと。

また、市町村部局等と連携し、担い手等地域の農業者に対する簿記・税務・法人化等の研修会に際しては全国農業図書のパンフレット、リーフレットの活用を図ること。

3. 農業委員会だよりの発行、市町村広報誌やインターネットの活用等を通じた農業委員会活動の「見える化」を徹底しよう

農業委員会法改正において新たに第37条「情報の公表」が設けられ、農業委員会活動の「見える化」の徹底が義務付けられた。

そのため、従来以上に「農業委員会だより」の発行や市町村広報誌での「農業委員会コーナー」等の確保及びインターネットの活用を通じて地域の農業者・住民に対して農業委員会活動に関する情報発信を徹底すること。

これらの取り組みの気運醸成を図るため農業委員会は、全国農業会議所が実施する「農業委員会だより全国コンクール」に積極的に応募すること。

平成 29 年度農地流動化推進施策について

1 人と農地の現状

(1) 人の状況 (図1、表1)

- ① 農業就業人口は年々減少
(H7 : 170,676 人 ⇒ H27 : 82,922 人)
- ② 65 歳以上の割合は年々上昇
(H7 : 49.6% ⇒ H27 : 69.5%)
- ③ 新規就農者は目標の 250 名前後を確保
(H22 : 190 人 ⇒ H27 : 244 人)

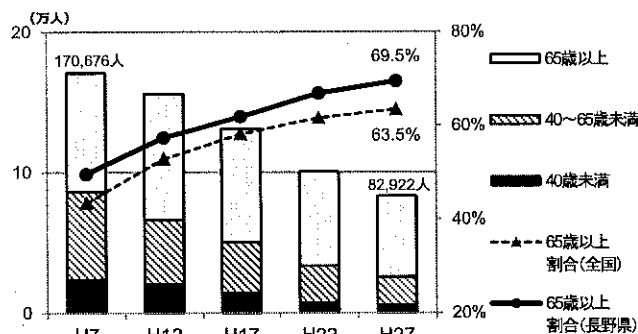


図1: 農業就業人口の推移《農林業センサス》

表1: 新規就農者(40歳未満)の推移《県調査》

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人数	190	211	246	245	253	244

表2: 耕作放棄地の状況《農林業センサス》

年次	耕作放棄地面積(ha)		耕作放棄地率(%)	
	全国	長野県	全国	長野県
H17	385,791	17,052	9.7	17.5
H22	395,981	17,146	10.6	18.7
H27	423,064	16,776	10.9	19.4

表3: 担い手への農地集積《県調査》

年度	農用地面積 A	利用集積 面積 B	利用集積率 B/A	集積対象者 (認定農業者等)
H22	111,200	43,628	39.2%	12,549
H25	110,400	43,656	39.5%	10,197
H26	109,900	44,558	40.5%	10,303
H27	108,900	44,165	40.5%	9,807

(2) 農地の状況

- ① 耕作放棄地 (表2)
- 耕作放棄地面積はH27 調査で減少
(H22 : 17,146ha ⇒ H27 : 16,776ha)
 - 耕作放棄地率は年々上昇
(H17 : 17.5% ⇒ H27 : 19.4%)
- ② 担い手^(*)への農地集積 (表3)
- 利用集積率は微増
(H22 : 39.2% ⇒ H27 : 40.5%)

〔* 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織
今後育成すべき農業者 等〕

2 人・農地プランの推進

(1) 将来のあるべき姿の明示、共有

- ① 担い手の状況 (今後地域の中心となる経営体は誰か 等)
- ② 農地利用の方向 (誰が、いつ、どれくらいの農地を手放すのか 等)
- ③ 地域農業の活性化方策 (生産振興品目、経営の複合化 等)

(2) 現状と課題

年度	作成済み プラン	全域カバ ーしてい る市町村	新規作成 プラン	担い手情 報がある プラン	農地の出し 手情報がある プラン	機構の活用 方針がある プラン
H26	276	59	13	276	18	115
H27	281	64	13	281	139	228
H28	296	68	13	296	149	263

農地の情報を整理した実効性のあるプラン作成が必要

(3) 平成 29 年度の取組

① 地域振興局「人・農地プラン支援チーム」による重点支援

- プラン毎の課題に応じて地域振興局農政課（主担当）・農地整備課、農業改良普及センター等からメンバーを選定し、市町村の取組を支援
- 担い手の育成、果樹経営安定対策事業や基盤整備事業と連動した担い手への農地集積、耕作放棄地の解消、農地中間管理事業の活用などを推進

② 県と市町村で協働し、モデル地区の設定（高山村）による重点支援

- アンケート調査による農地の出し手情報のリスト化
- リストを活用した農地利用最適化推進委員の効果的な活動手法の検証・モデル化・波及

3 農地中間管理事業の推進

(1) 農地中間管理機構の実績（H29・3月）

												(ha)
項目	佐久	上田	諏訪	上伊那	南信州	木曽	松本	北アルプス	長野	北信	計	累計値
耕地面積 (A)	18,320	9,288	6,215	12,920	8,268	2,043	20,083	5,825	17,528	9,352	109,842	
機構活用 面積	H26	0	5	0	227	3	0	88	44	2	27	396
	H27	17	113	11	699	54	0	308	138	35	221	1,595
	H28	25	31	8	96	25	0	67	46	45	26	369
	計(B)	42	149	19	1,022	82	0	463	228	82	274	2,361
機構利用率 (B)/(A)	0.2%	1.6%	0.3%	7.9%	1.0%	0.0%	2.3%	3.9%	0.5%	2.9%	2.1%	

注) ラウンド等のため計は一致しない

(2) 課題

- ① 農地の出し手に対して制度の浸透が不十分
- ② 農地中間管理事業の基になる「人・農地プラン」の熟度が不十分
- ③ 園芸地帯や中山間地域における農地の流動化の進展が不十分
- ④ 農地利用集積円滑化事業からの移行が進まない

(3) 平成 29 年度の取組

①啓発の強化

【県段階：県支援チーム（県農政部、機構、農業会議、JA営農センター等）】

- ア. 市町村・JAへのキャラバンの実施（制度・メリット措置等の説明、課題把握）
- イ. 県広報誌等、各種広報媒体を活用した制度等の周知
- ウ. 農地中間管理事業の活用・農地流動化マニュアル（以下、「マニュアル」）の作成
- エ. 農地利用最適化推進委員等を対象に農地中間管理事業活用研修会を開催

【振興局段階：人・農地プラン地域振興局支援チーム（以下、「局支援チーム」）】

- ア. 市町村、JA等広報紙への機構の紹介及び事業の仕組み等の掲載の働きかけ
- イ. マニュアルを活用した市町村、農業委員会、JA、集落営農等への支援の実施

②人・農地プランの充実にに向けた支援活動の強化

【県段階】

- ア. プラン優良事例の収集と横展開（事例集の作成等）
- イ. 局支援チームを一同に会した会議の開催により課題・推進手法を共有
- ウ. 営農意向調査を基にしたプラン作成モデル地区（高山村）の設置

【振興局段階】

- ア. 支援チームの再編（農政課、普及Ｃ、農地整備課、公社支所、ＪＡ等）
- イ. 農地中間管理事業重点区域のプラン見直し
- ウ. 機構集積協力金の制度設計への助言・課題把握
- エ. プラン優良事例の収集
- オ. 農地の出し手・農地の借り手情報の整理と人・農地プランへの掲載を支援

③園芸地帯、中山間地帯での農地流動化の強化

【県段階】

- ア. 果樹地帯において機構が産地協議会へ参画
- イ. 機構において樹園地、遊休農地等の一時保有による管理を実施（農地管理事業）
- ウ. 野菜地帯・果樹地帯において労働力補完モデルを設置（振興局と連携）
- エ. 中山間地において中山間地域農地集積加速化支援事業を実施

【振興局段階】

- ア. 園芸地帯では、市町村・ＪＡに対し、経営体育成支援事業、果樹経営安定対策事業策事業等の活用希望地区を重点区域とするよう誘導し、重点的に支援
- イ. 市町村・ＪＡと共に、規模拡大に伴う労働力確保体制の構築や省力化技術・機械の導入を検討

④機構事業メリット措置の確実な活用

【県段階】

- ア. 人・農地プラン及び農地中間管理事業関連施策一覧の作成・提示
- イ. 機構事業のメリット周知、終期を迎える円滑化事業等からの移行等に向けた研修会の開催
- ウ. 機構事業活用メリット措置の拡充及び予算確保についての国への要請

【振興局段階】

- ア. 機構集積協力金の県基準に基づく制度設計を助言
- イ. 各事業の採択要件等をきめ細かに助言
- ウ. 補助事業等活用地域（プラン単位）の機構事業重点区域申請を誘導
- エ. 機構事業メリット措置の周知、終期を迎える農地利用集積円滑化事業等からの移行誘導

人と農地を明日へとつなぐ支援事業

農村振興課

予算額 237,564 千円

[前年度 156,436 千円]

1 事業の目的

地域農業の持続的な発展を図るため、地域の中心となって農業を担う経営体の育成を促進するとともに、農地の集積・有効利用を支援する。

＜成果目標＞ 人・農地プラン実践地区数：281 地区（H27）→ 310 地区

2 事業の概要

区 分	事 業 内 容	事業主体	補助率
(1) 人・農地プラン推進事業	人・農地プランの実践支援 ア プランの見直しに係る事務費 イ 地域連携推進員の設置費 等	県 市町村	1/2 以内
	県事務費等	県	
(2) 経営体育成支援事業	中心経営体等に対し農業機械等の導入支援	市町村	3/10 以内
	条件不利地域で共同利用機械等の導入支援		1/2 以内
(3) 農業経営力向上支援事業	農業経営の法人化等の支援	市町村	定額
(4) 遊休農地活用総合対策事業	遊休農地解消・活用推進事業	県	—
	棚田地域遊休農地解消支援事業	農業者の組織する団体、NPO 等	定額
	荒廃農地等利活用促進交付金	農業者、農業者の組織する団体、農業法人等	定額 1/2 以内等

＜関連事業＞

区 分	事業内容	事業主体	補助率
(1) 農地中間管理機構事業補助金	農地管理費 農地の保全・管理（草刈・耕起）、農地借入に要する経費	(公財) 長野県農業開発公社	10/10 以内
	調整推進費 業務推進に要する経費		
(2) 県推進費	県の業務推進に要する経費	県	—
(3) 機構集積協力金	農地中間管理機構への農地の出し手に対するインセンティブとして、機構にまとめて農地を貸付けた地域や個々の出し手に協力金を交付 ＜機構集積協力金の種類＞ ア 地域集積協力金 イ 経営転換協力金 ウ 耕作者集積協力金	市町村	10/10 以内

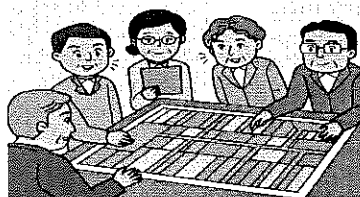
3 事業のイメージ

地域農業の
方向付けと
担い手の明確化

■ 将来の地域農業の方向付けを検討・実践

(人・農地プラン推進事業:
11,629 千円)

人・農地プランの推進

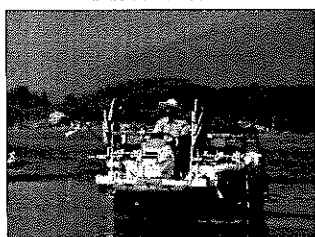


人・農地プラン

地域での話し合いにより、地域農業の将来に向けた道筋を検討し、担い手のあり方、農地利用のあり方をまとめ、継続的な取組を行うこと。

地域の中心となる企業的農業経営体等の育成

認定農業者等
個別経営体



■ 経営の多角化・複合化支援

(経営体育成支援事業:
164,155 千円)

■ 農業経営の法人化等支援

(農業経営力向上支援事業:
9,800 千円)

集落営農等
組織経営体



夢ある農業を実践する経営体の育成

■ 中心となる経営体の農地集積を支援

＜関連事業＞
農地中間管理機構事業



■ 遊休農地の再生活用を支援

(遊休農地活用総合対策事業:
51,980 千円)

地域の中心となる企業的経営体等への農地の集積・集約化

農地の有効利用

地域農業の持続的な発展

力強い農業を支える基盤整備事業

農地整備課・農村振興課

予算案 39,916 千円
[前年度 28,000 千円]

1 事業の目的

中山間地域等において、担い手への農地集積・集約化と一体的に農業生産基盤を整備することにより、担い手経営体の経営の効率化と農地の持続的な活用を図る。

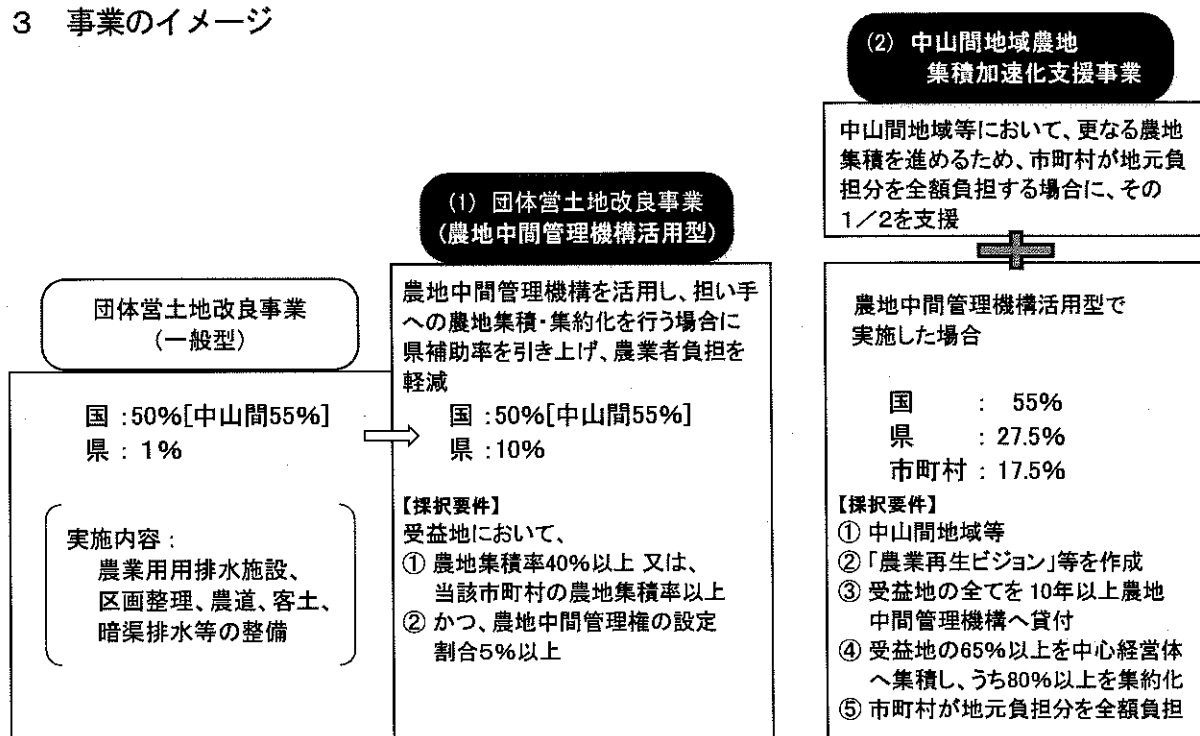
＜成果目標＞ 担い手への農地利用集積率 : 41% (H26) ⇒ 58% (H31)
事業実施地区の担い手への農地利用集積率 : 68% (H28)

2 事業の概要

区 分	事 業 内 容	事業主体	補助率
(1) 団体営土地改良事業 (農地中間管理機構活用型)	団体営土地改良事業において、農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積・集約化を行い、一定の要件を満たした地区に対し、県補助率を10%にアップ	市町村、土地改良区等	国 50 [55] % 県 10 % 地元 40 [35] %
(2) 中山間地域農地集積 加速化支援事業 ① 農業再生ビジョン 作成事業	農地利用、販売戦略等を定めた地域計画の作成を支援	市町村等	定額
② 農地集積集約化 支援事業	(1) の事業のうち、市町村が地元負担金の全額を負担し、一定の要件を満たした上で、全ての農地を機構へ10年以上貸付を行った場合、その1/2を支援	市町村	市町村負担の 1/2 以内

※ []は過疎、振興山村、特定農山村 等

3 事業のイメージ



(別添)

農地中間管理事業と関連する農業振興事業

長野県農政部（農村振興課）

I 国庫補助事業

No.	事業名《担当課》	事業内容	農地中間管理事業の活用等
1	経営体育成支援事業 《農村振興課》	地域の中心となる経営体等が、融資を活用して農業用機械・施設等を導入し、経営改善・発展に取り組む場合に支援 【融資残補助（事業費の 3/10 以内）】	【メリット措置】 ➢ 機構事業重点実施区域へのポイント加算（H29～） ➢ 市町村機構活用実績に応じたポイント加算（H29～）
2	産地パワーアップ事業 《農業技術課》	地域の営農戦略「産地パワーアップ計画」の実現に向けて整備する、 ・集出荷施設等の再編整備 ・園芸団地育成のためのハウス建設等 ・農業機械の購入、リース導入 【補助率 1/2 以内】	【メリット措置】 ➢ 市町村の集積率の達成状況に応じてポイント加算
3	強い農業づくり交付金 《園芸畜産課》	・集出荷貯蔵施設等の共同利用施設 ・次世代型の栽培施設 等 【補助率 1/2 以内】	【メリット措置】 ➢ 機構から借り受けた者をポイント加算
4	農地耕作条件改善事業 《農地整備課》	・農地、農業水利施設、農作業道の整備 等 【補助率 国 50%又は 55%、県 1%】 ・区画の拡大、暗渠排水、水路等の更新整備 等 【補助率 定額（事業費 200 万円以上）】	【採択要件】 ➢ 機構事業の重点実施区域内又は指定が確実な区域内で事業実施
5	荒廃農地等利活用促進交付金 《農村振興課》	再生作業、営農機械導入、施設整備への支援 【補助率 定額助成、1/2 以内等】	【メリット措置】 ➢ 機構から借り受けた者をポイント加算

II 長野県独自上乗せ事業

No.	事業名《担当課》	事業内容	農地中間管理事業の活用等
1	団体営土地改良事業 （農地中間管理機構活用型） 《農地整備課》	農地中間管理事業を活用して担い手への集積・集約化を行い、一定の要件を満たした地域に対し、県補助率を 10%にアップ 【県補助率嵩上げ 1%→10%】	【採択要件】 ➢ 農地中間管理権の設定割合 5%以上 ➢ 受益地の集積率 40%以上又は当該市町村の集積率以上
2	中山間地域農地集積加速化支援事業 （上記事業を更に嵩上げ） 《農村振興課》	中山間地域等において、上記事業のうち更なる農地集積を図るため、市町村が地元負担分を全額負担する場合に、その 1/2 を県が負担 【上記事業と合わせて地元負担 ゼロ】	【採択要件】 ➢ 中山間地域等 ➢ 「農業再生ビジョン」の作成 ➢ 受益地のすべてを 10 年以上農地中間管理機構へ貸付 ➢ 受益地の集積率 65%以上、集約化率 80%以上

農地中間管理事業の推進について

6

公益財団法人長野県農業開発公社
長野県農地中間管理機構

1 農地中間管理事業の権利期間の運用について

(1) 農地中間管理権の期間について

公社農地中間管理事業規程第10条5項の規定について、次のとおり運用する。

農地中間管理権の設定期間は、10年以上又は5年を原則とし、農地所有者と協議のうえ決定するが、個々の農地所有者の希望に柔軟に対応することにより、農地中間管理事業の利用の増加に積極的に取り組む区域においては、「権利期間3年」を選択肢に加える。

(2) 運用を適用する区域

ア 農地所有者等から5年未満の中間管理権設定の要望があり、かつ、市町村及び当機構の業務を受託する農業協同組合等農地利用集積円滑化団体が、その要望に柔軟に対応することにより、他制度からの移行等を含め、農地中間管理事業の利用の増加に積極的に取り組むとして、当該市町村長から機構に申出があった市町村の区域

イ 機構が指定した農地中間管理事業の重点区域

(3) 運用の開始期日 平成29年6月1日（所有者申出の受付開始）

2 農地中間管理事業の重点区域について

「農地中間管理事業の推進に関する法律」により、「農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準」について定める（第8条）こととされている。

[公益財団法人長野県農業開発公社農地中間管理事業規程]

第6条 公社は、適切な人・農地プランが作成され、地域ぐるみで農地の流動化を進めようという機運が生じている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域を重点区域とするものとする。

(1) 指定要件

- ① 指定する重点区域は、原則「人・農地プラン」の範囲
- ② 指定要望時に、農地中間管理事業の活用目標面積及び推進体制が整備済みであること

(2) 国・県の施策への関連付け

No.	事業名《担当課》	事業内容	採択基準等
1	農地耕作条件改善事業 《農地整備課》	- 農地、農業水利施設、農作業道の整備など 【補助率 定率 国50%・55%、県1%】 - 区画の拡大、暗渠排水、水路等の更新整備など 【補助率 定額】	機構事業の重点区域内又は指定が 確実な区域内で事業実施 - 事業費200万円以上 - 受益農家数が2者以上
2	経営体育成支援事業 《農村振興課》	地域の中心となる経営体等が、融資を活用して農 業用機械・施設等を導入し経営改善・発展に取り 組む場合に支援 【融資残額（事業費の3/10以内）】	機構事業重点区域及び市町村機構 活用実績に応じたポイント加算 (H29～)

(3) 平成 28 年度重点区域の指定状況

市町村名	区域名	市町村名	区域名	市町村名	区域名	市町村名	区域名
小諸市	大里	伊那市	手良	松本市	島内	池田町	鵜山
佐久市	大沢、中佐都・浅科		伊那		寿・内田		中之郷
佐久穂町	馬越		東春近	安曇野市	鳥川		会染西部
小海町	川平上峰	駒ヶ根市	北割一区北原		三田	須坂市	井上・高甫
南牧村	広瀬向新田		市場割宮の前	麻績村	高	信濃町	野尻
	海ノ口二手	辰野町	小野	山形村	大池原、東原	飯綱町	川上・柳里・古町
東御市	御堂	箕輪町	東箕輪	朝日村	古見原	中野市	柳沢
富士見町	大平	南箕輪村	大泉	池田町	鵜山		米山
	本郷	中川村	西原		中之郷	山ノ内町	沓野
		宮田村	駒ヶ原		会染西部	※ 27市町村、37地区	
		売木村	南部長下				
		泰阜村	田本				

(4) 平成 29 年度重点区域の要望状況

市町村名	地区名	関連する補助事業等	市町村名	地区名	関連する補助事業等
小諸市	大里	農地耕作条件改善事業	麻績村	高	農地耕作条件改善事業
佐久市	中佐都		筑北村	くるみ沢地区	農地耕作条件改善事業 棒地集約化支援事業
佐久市	浅科		池田町	鵜山工区2	農地耕作条件改善事業
佐久市	大沢		池田町	鵜山工区3	農地耕作条件改善事業
小海町	親沢・川平地区	農地耕作条件改善事業	池田町	鵜山東工区	農地耕作条件改善事業
佐久穂町	馬越区・八郡区	農地耕作条件改善事業	池田町	会染西部地区	農業競争力強化基盤整備事業 農業経営高度化支援事業
南牧村	板橋夫婦岩地区	農地耕作条件改善事業	池田町	十日市場工区	農地耕作条件改善事業
立科町	宇山泥ヶ沢地区	農地耕作条件改善事業	池田町	中之郷工区	農地耕作条件改善事業
長和町	和田日向地区		池田町	林中地区	農地耕作条件改善事業
富士見町	大平地区	農業競争力強化基盤整備事業 強い農業づくり交付金	松川村	細野地区・鼠穴地区・神戸地区・板取地区・川西地区・中部地区・北部地区・東部地区・西原地区・南神戸地区・緑町東松川地区	農地耕作条件改善事業 農業基盤整備促進事業
富士見町	本郷地区	農地耕作条件改善事業			
辰野町	川島 飯沼沢	農地耕作条件改善事業	白馬村	北城・神城地区	耕作条件改善事業
飯島町	田切	農地耕作条件改善事業	白馬村	北城地区	農業基盤整備促進事業 経営体育成基盤整備事業
中川村	西原	農地耕作条件改善事業	信濃町	柏原地区・富士里地区	担い手確保・経営強化支援事業 農業競争力強化基盤整備事業
松川町	大沢原水利組合(松川)	農地耕作条件改善事業	信濃町	柏原地区、富士里地区	農業競争力強化基盤整備事業
売木村	南部・長下地区	農地耕作条件改善事業	飯綱町	赤東(上赤塩)	農地耕作条件改善事業
木曾町	木曾町新開、日義、開田高原西野、三岳	農地耕作条件改善事業			

(5) 指定区域における農地中間管理事業の推進について

※ 県は今年 22 日、「農地整備事業と連携した農地中間管理事業推進会議」を開催

- ・ 参集範囲：農地中間管理事業との連携が必要な農地整備事業実施地区（重点区域指定地区及び指定希望地区）の市町村担当者、地区担当農業委員及び農地利用最適化推進委員、並びに県地域振興局農政課、農地整備課担当者等

- ア 県は、地域振興局農政課が、農地整備課や市町村、市町村農業委員会、JA 担当者、公社（機構）等と「人・農地プラン支援チーム」を組織し、公社重点区域に指定した地域において、人・農地プランの見直しとともに、農地中間管理事業の活用を推進することとしている。
- イ 県と公社（機構）は、重点指定区域において、人・農地プランの見直しや農地中間管理事業の活用具体化を進めるため、「農地の貸借に関する希望調査」の実施を計画している。
- ウ 重点指定の区域を担当される農地利用最適化推進委員（農業委員）の方々には、この調査結果も活用していただきながら、公社（機構）や県支援チームと連携し、公社重点指定区域における農地中間管理事業の推進をお願いします。

※ 参考資料：関東農政局管内「平成 28 年度 農地中間管理機構実績（暫定値）」

単位：ha、%

	平成28年度 転貸面積	平成27年度 転貸面積	増減面積	増減率	累計転貸面積
長野県	638	1,469	-831	43	2,247
茨城県	1,681	3,557	-1,877	47	5,585
栃木県	1,050	1,249	-199	84	2,613
群馬県	516	373	143	138	964
埼玉県	1,014	632	382	160	1,656
千葉県	569	786	-217	72	1,369
東京都	5	2	3	250	6
神奈川県	17	15	2	113	33
山梨県	126	213	-87	59	380
静岡県	406	440	-35	92	848

➤ 国は、平成 29 年度は平成 27 年度並みの実績を確保するように

「平成 29 年度の農地中間管理事業の更なる進展に向けて」において、①農地整備事業の実施地区又は今後予定地区での事業実績確保 ②農業委員会と連携した機構事業の推進等を各都道府県及び機構に指示

農業委員会と農地中間管理機構等との連携した現場活動の推進

～ 地域の農地利用のあり方は、農業委員会が工夫を凝らして、その方向性を決める ～

平成 29 年 5 月 15 日（月）

一般社団法人長野県農業会議

I 農業委員会と農地中間管理機構との連携強化

1 機構事業が関連付けられた国・県の農業施策との連携と活用

農林水産省は、各般の農業施策と農地中間管理機構との連携を一層強化していくこととしており、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化の取組みを事業の採択要件とする産地維持や所得向上に活用できる補助事業等施策が拡大しています。

関連事業実施地区においては、農地利用最適化推進委員（農業委員）の積極的な活動が期待されるとともに、農業委員会としても具体的な活動につなげられることから、推進委員等の積極的な参画を図っていく必要があります。

【機構事業と関連する事業】

資料⑤「平成 29 年度農地流動化推進施策」

別添「農地中間管理事業と関連する農業振興事業」参照

2 農地中間管理事業重点区域における活動の強化

県農地中間管理機構は、農地中間管理事業の効果的な推進を図るため、重点区域を指定していて、重点区域を所管する農業委員会・農地利用最適化推進委員（農業委員）は積極的に関与し、農地利用の最適化の具体的な成果につなげていくことが期待されます。

■公益財団法人長野県農業開発公社農地中間管理事業規程

第6条 公社は、適切な人・農地プランが作成され、地域ぐるみで農地の流動化を進めようという機運が生じている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域を重点区域とするものとする。

重点区域を所管する農業委員会では、重点区域における農地利用の最適化の進め方について、市町村他関係機関と検討・調整を行い、農地利用最適化推進委員（農業委員）の役割を明確にした上で、区域内の農地情報の収集、調整等に積極的に参画し、集積につなげていくことが期待されます。

3 農地利用最適化推進委員の具体的な活動に向け活用が期待される情報・事業

(1) 「人・農地プラン」の情報

市町村は、地域の農業を発展させていくために、人と農地の問題を一体的に解決していく必要があり、そのため、集落・地域において徹底的な話し合いを行い、経営規模を拡大する意向のある中心的経営体はどこか、将来の農地利用のあり方、農地中間管理機構の活用方針、近い将来の農地の出し手の状況等決める「人・農地プラン」の作成・見直しに取り組んでいます。

市町村農政課に相談し、既存の「人・農地プラン」に記載のある農地の受け手である中心的経営体及び農地の出し手情報を活用することができます。

(2) 農地の受け手（農地の借受希望者公募情報）

農地利用最適化推進委員（「以下、推進委員という。」）は、農地中間管理機構を活用した農地の借受希望者公募情報の内容を確認することで、担当地区の訪問等活動に活用することができます。

→ 公益財団法人長野県農業開発公社（長野県農地中間管理機構）

農用地等借受応募の公表ホームページアドレス→ [tp://www.n-nouchi.net/borrow/area/](http://www.n-nouchi.net/borrow/area/)

(3) 農地中間管理機構が行う「農地管理事業」実施地区

農地中間管理機構は、市町村長等からの要請（地域合意）により、地域として農地利用の効率的利用や振興作物の産地力の強化を図る上で維持する農地に、農地中間管理権を取得し、取得後最長2年間管理しつつ担い手への転貸につなげる事業を実施することから、農業委員会は、農地中間管理機構と連携する中で情報の共有に努め、担い手の掘り起し活動に取り組む必要があります。

II 関係機関・団体が行う取組みとの連携

農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積活動については、各地域の市町村等関係機関が持つ情報や推進委員の現場活動による担当地区の情報等を踏まえ、地域の実状に即した形で農地情報の調整等を行い、諸施策や農地中間管理事業の活用を進めることではじめて機能します。

また、農業委員会組織として、農地中間管理事業の理解並びに県農地中間管理機構（支所・事業所）職員との協力関係の構築に努める必要があります。

1 地域振興局「人・農地プラン支援チーム」との連携

県は、県農地中間管理機構が重点区域として指定した地域において、「人・農地プラン」の見直し並びに農地中間管理事業の活用を推進するための支援チームを再編・充実する予定で、構成メンバーとしては、地域振興局農政課（主担当）・農地整備課、農業改良普及センター、公社支所、JA等を予定しています。

農業委員会は市町村における関係組織とともに、支援チームの協力を得る中で農地利用の最適化の円滑な活動体制づくりに努めます。

2 農地中間管理機構（支所・事業所）との情報共有と連携強化

農地中間管理機構では、農業委員会との連携をよりスムーズに進めるため、支所・事業所の職員が重点区域のある農業委員会を中心に定例会等への参加による情報提供や農地利用最適化推進委員（農業委員）とのスムーズな情報交換ができる関係性を築くよう努めることとしているので、農業委員会においても積極的な協力体制を組んで連携に努めます。

（1）農業委員会定例会等への農地中間管理機構職員の参加による情報共有と集積活動の促進

〔農地中間管理機構からの提供情報〕

- ①農地集積が要件となる重点区域に係る情報
- ②担い手公募情報、貸し手リスト情報
- ③農地管理事業に関する情報

（2）農地中間管理機構との協力関係の構築

農地集積を担う推進委員（農業委員）と農地中間管理機構（支所・事業所）職員とが、相互に気軽に情報交換・協力し合える関係の構築が、農地中間管理事業を推進する上で重要となります。

以上